令和５年度埼玉県スポーツ少年団母集団研修事業実施要項

埼玉県スポーツ少年団は、“１単位団に１母集団（サポートグループ）”を目的に、少年団の育成とその活動充実をはかるため、母集団（サポートグループ）を結成しその活動を促進するため、母集団（サポートグループ）の中核的推進者を集めて育成研修事業を実施する。

１．会　　場

各市町村スポーツ少年団の必要と条件に応じ計画実施する。

２．期　　間

令和５年度中（令和５年４月１日より令和６年３月３１日まで）に実施する。

３．対象・人数

令和５年度スポーツ少年団登録団の「役員」・「スタッフ」、**保護者、地域の人等**で単位団を支える者。また、これから単位団を設立しようとしている人を支える者。

１事業３０名程度とする。

４．実施方法

できるだけ多くの方に参加していただけるように開催日時・研修内容を工夫して実施する。

「参加型」「体験型」「交流型」の研修を目指す。

⑴　１コースの時間数

１コースについて延べ３時間程度をもって実施する。

⑵　事業（研修内容）

必修２時間、選択１時間で構成する

必　　修：育成母集団の役割と活動（1.0）
　　スポーツ少年団とは＆スポーツ少年団活動（1.0）

選　　択：少年期のこころとからだ（1.0）
　　アクティブチャイルドプログラム（1.0）
　　ニュースポーツ（1.0）
　　レクリエーション実技（1.0）
　　野外活動のすすめ（1.0）
　　熱中症対策について（1.0）
　　かんたんにできる応急処置・テーピング（1.0）
　　その他スポーツ少年団本来の活動を推進する内容　等

※持ち帰り資料として「育てようスポーツで子どもの心と体」を配布する。

⑶　テキスト等

「必修」については県本部作成のテキストを使用する。

「選択」については各市町村で作成し、報告書とともに県本部に提出する。

５．経　　費

１事業総額４万円程度とし、内市町村負担金は１万円以上とする。

６．申請方法

別添様式－１（申請書・事業計画書・収支予算書・事業実施要項）を７月末日までに県本部あて申請する。事業終了後、すみやかに様式－２（事業報告書・収支決算書・研修資料）を提出する。

本事業は同一市町村において複数回の実施を認める。

申請が３５事業を超えた場合は県本部で調整をする。

７．証拠書類の保管

補助事業執行に伴う各経理の領収書等証拠書類は、支出科目ごとに完備して、埼玉県スポーツ少年団の提出要請があった場合、すみやかに提出しなければならない。